

一般社団法人長野県資源循環保全協会 委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第4条の事業目的を達成するため設置する委員会の運営に必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 前条により設置する委員会及びその所管事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 安全衛生委員会

- イ 労働災害防止対策の推進
- ロ 災害事故発生原因の究明と再発防止対策の推進
- ハ 安全衛生に関する研修会等の開催及び安全作業体制の確立の推進
- ニ その他、安全衛生委員会として必要な事項

(2) 広報委員会

- イ 適正処理を図るため、ポスター、パンフレットの作成配布等による啓発
- ロ 行政機関や報道機関及び諸団体への広報活動
- ハ 会員からの資料収集及び情報提供
- ニ 機関誌「季刊しなの」の編集・発行
- ホ その他、広報委員会として必要な事項

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長1名
- (2) 委員4名以上10名以内（ただし、委員長を含む。）

(委員等の委嘱)

第4条 委員は、会員の中から会長が理事会の承認を得て委嘱する。

- 2 委員長は、当該委員会に属する委員の中から、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

(委員等の職務)

第5条 委員長は、当該委員会を代表し、その業務を統括する。

- 2 委員は、当該委員会の業務を執行する。

(委員等の任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、定款第24条の規定を準用する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、審議内容について議事録を作成し、必要に応じて会長にその内容を報告するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年8月4日から施行する。
- 2 委員会設置当初の委員の任期は、定款第24条第1項の規定にかかわらず、選任後初の通常総会の終結の時までとする。